

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来の経営理念(「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」)のもとに掲げた「当社のコアコンピタンスを強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダー(利害関係者)から高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダー(利害関係者)に共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけ、その達成に向けて鋭意取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,606,000	5.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,338,900	5.02
明治安田生命保険相互会社	1,826,548	3.92
エムエルピーエフエス カストディー アカウント	1,495,700	3.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,207,340	2.59
株式会社横浜銀行	1,026,640	2.20
財団法人東京応化科学技術振興財団	984,720	2.11
三菱UFJ信託銀行株式会社	953,800	2.05
三菱UFJキャピタル株式会社	859,140	1.84
東京海上日動火災保険株式会社	857,338	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- (1) 「大株主の状況」につきましては、2011年9月30日現在の状況を記載しております。
- (2) 当社は、自己株式を1,595,502株所有しておりますが、「大株主の状況」から除いております。
- (3) 財団法人東京応化科学技術振興財団は、2011年10月3日付をもって公益財団法人東京応化科学技術振興財団に名称変更しております。
- (4) マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから、2009年9月3日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、2009年8月31日現在で2,503,200株(割合5.37%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2011年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」から除いております。
- (5) フィデリティ投信株式会社およびその共同保有者1社から、2010年10月22日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、2010年10月15日現在で合わせて3,397,400株(割合7.29%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2011年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員	
--------------------	--

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
牧野 二郎	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
牧野 二郎	○	牧野二郎氏は、株式会社牧野フライス製作所の代表取締役取締役社長であります。	<p>上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくためであります。</p> <p>なお、牧野二郎氏は、当社の主要な取引先等の出身者等に該当しておりませんので、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると考えております。</p> <p>(独立役員に指定した理由)</p> <p>牧野二郎氏は、東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」に定めるいずれの要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断したこと、また上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会において適宜議案の審議に必要な発言を行っており、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与しておりますことから、独立役員に指定しております。</p>

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

- (1) 監査役は、毎年2回、会計監査人より会計監査等の結果報告を受けております。また、監査役は、毎年1回、会計監査人より監査計画について説明を受けております。
- (2) 監査役は、毎年2回程度、取締役の職務執行監査の一環として、会計監査人が実施する工場往査に立ち会うとともに、会計監査人の監査の方法について調査しております。
- (3) (1)および(2)のほか、必要に応じて監査役と会計監査人との間で情報交換や意見交換を行っております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

- (1) 監査役は、監査室より内部監査および財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する資料の提供や報告を受けております。
- (2) その他必要に応じて監査役と監査室との間で情報交換や意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
行田 治彦	他の会社の出身者									○	
室 幸夫	他の会社の出身者					○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
 b その他の関係会社出身である
 c 当該会社の株主である
 d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
行田 治彦	○	—	金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくためであります。 なお、行田治彦氏は、当社の主要な取引先等の出身者等に該当しておりませんので、独立した立場からの監視という役割および機能は十分に確保されていると考えております。 (独立役員に指定した理由) 行田治彦氏は、東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」に定めるいずれの要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断したこと、また金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、取締役会、監査役会において適宜意見の表明および質問を行っており、

		客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与しておりますことから、独立役員に指定しております。
室 幸夫	○	<p>室 幸夫氏は、菱信ディーシーカード株式会社の代表取締役取締役社長であります。</p> <p>(独立役員に指定した理由)</p> <p>室 幸夫氏は、東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」に定めるいずれの要件にも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断したこと、また金融機関等における豊富な経験ならびに監査役としての経験と、経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくためであります。なお、室 幸夫氏は、当社の主要な取引先等の出身者等に該当しておりませんので、独立した立場からの監視という役割および機能は十分に確保されると考えております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役の報酬は定額報酬と業績連動報酬で構成されており、うち業績連動報酬については、年度業績に基づく賞与とし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役会が会社および個人の業績等を勘案のうえ、支給の可否、支給額の決定等を行っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等の総額は、8名に対し、228百万円であります(当該報酬等には、2010年6月25日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含めており、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与を含めておりません。)。また、社外役員に対する報酬等の総額は、3名に対し、22百万円であり、当該報酬等には社外取締役1名に対する報酬等を含めております。なお、当該総額は、それぞれ2011年3月期事業年度に係るものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役および監査役の報酬は、業績の拡大により企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の皆様のご期待にお応えするとともに、法令等を遵守し経営の健全性を維持することを主眼において以下の要領でこれを定めております。

(取締役の報酬)

定額報酬と業績連動報酬とで構成されております。

定額報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役会が当社の定める一定の基準に基づいて決定し、これを支給することとしております。

また、業績連動報酬は、年度業績に基づく賞与とし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役会が会社および個人の業績等を勘案のうえ、支給の可否、支給額の決定等を行います。

(監査役の報酬)

取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監督、監査を行うという職責に鑑み、定額報酬のみとし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定し、これを支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは総務部が担当し、取締役会の開催通知をはじめとするスケジュール調整や情報伝達、社外取締役および社外監査役からの要請事項への対応等(社外取締役および社外監査役が必要とする情報の提供や質問への回答等)を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役・取締役会

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、取締役会の透明性を高めるとともに、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を1名選任しております。また、取締役会長(代表取締役)および取締役社長(代表取締役)に加え、1名の代表取締役を選定しておりますが(代表取締役は合わせて3名)、当社におきましては、原則として取締役会を「代表取締役」と「取締役」の二層にフラット化し、取締役会に本来求められる「経営意思決定・経営監督」機能の発揮に適した体制としております。最終更新日(2011年11月25日)現在、取締役は7名(うち、社外取締役1名)で、業務執行に関する重要事項等を決定するとともに、代表取締役および取締役の職務執行を監督することを目的に、定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(2) 執行役員・執行役員会

取締役会の「経営意思決定・経営監督」機能の充実を図る一方、「業務執行」機能のさらなる強化に向け、各執行役員が担当する職務の責任領域・能力等を総合的に勘案して、「執行役員社長」以下、「執行役員副社長」、「専務執行役員」、「常務執行役員」、「執行役員」という階層的な役位を設定するとともに、全執行役員で構成する「執行役員会」を設置しております。最終更新日(2011年11月25日)現在、執行役員は13名(うち、取締役を兼務する執行役員5名)で、取締役会における決定事項の指示・命令、執行役員相互の活動情報の共有化および取締役会付議基準未満の一定の重要事項の意思決定等を目的に、定時執行役員会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。

(3) 監査役・監査役会

最終更新日(2011年11月25日)現在、監査役は3名(うち、社外監査役2名)で、監査に関する重要事項について、各監査役から報告を受け、協議を行い、または決議することを目的に、定時監査役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査基準(監査役監査規程)に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして、取締役の職務執行を監査しております。また、会計に関する事項につきましては、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして、監査の方法および結果の相当性を確認しております。

(4) 会計監査人

公正かつ独立的な立場から当社の会計監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの指定有限責任社員・業務執行社員の小島洋太郎氏および指定有限責任社員・業務執行社員の鈴木登樹男氏の2名であります。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、会計士補等4名、その他6名であります。なお、当社の会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)に対する監査報酬の内容は、次のとおりであり、当該報酬は、2011年3月期事業年度に係るものであります。
・公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 53百万円

(5) 監査室

取締役社長直轄の組織として監査室(監査室員は4名)を設置しており、従来より実施しております内部監査に加え、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を通じて継続的改善のための指摘、提言、助言を行っております。

(6) その他

複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断を必要とする場合等には、顧問弁護士より適宜助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として引き続き監査役制度を採用しております。これは、会社法に基づき権限の強化が図られている監査役による監査の充実を図る一方で、取締役会の改革と執行役員制度の定着、さらには独立性を有する社外取締役の選任により、「経営意思決定・経営監督」および「業務執行」の各機能の強化と責任の明確化を図ることによって経営を強化していくことがコーポレート・ガバナンスの充実に最も有効であると判断しているためであります。

なお、当社において、社外取締役(牧野二郎氏)には、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決内容の検討期間を法定日数よりも長く設定することによって、株主の皆様の議決権行使を促進するため、総会開催日の21日前(3週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第78回定時株主総会(2008年6月26日開催)より、集中日を回避して開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の議決権行使に関する利便性の向上を図るため、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使に関する利便性の向上を目的に、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外機関投資家の株主総会付議議案に対する理解の一助とすべく、招集通知の英訳版を作成しております。
その他	招集通知、決議通知および株主総会議案の議決結果(いずれも和文および英文)を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、決算説明会を開催しております。具体的には、取締役社長が説明者として、決算の概要、業績見通し、今後の方針等を発表しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算説明会資料(説明会の動画を含む)、会社案内ビデオ、コーポレート・ガバナンス関連情報、株主総会関連情報、株式関連情報、財務データ、その他IRツール(アニュアルレポート、報告書、有価証券報告書(四半期報告書)、環境・社会報告書等)等を掲載しております。なお、これらの情報につきましては、当社ホームページの「IR情報」(http://www.tok.co.jp/ir/index.php)および「企業情報」(http://www.tok.co.jp/company/index.html)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報部、IR担当役員: 代表取締役兼執行役員副社長管理本部長、IR事務連絡責任者: 広報部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	アニュアルレポートや環境・社会報告書を年1回作成し、配布している一方、当社ホームページにもこれらのファイルデータを掲載することによって、ステークホルダーの皆様に対し幅広く情報提供を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業不祥事をはじめ、当社を取り巻く様々なリスクの発生を未然に防止するとともに、経営に及ぼす損害を最小限に食い止めるため、コンプライアンス(法令等遵守)対応、リスク管理対応等をはじめとする内部統制システムの充実に向けて鋭意取り組んでおります。

(取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制)

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。なお、整備状況を含めた体制は、次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

- ・「コンプライアンス行動基準」を制定し、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守する体制を構築する。
- ・取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、法令・行動基準違反等への対応を図る。
- ・法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、監査役ルートおよび社外ルートを含めた内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ・取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。
- ・財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実に努める。

【整備状況】

- ・内部統制システム整備の一環でコンプライアンスをより一層充実させるため、2008年10月1日付でコンプライアンス委員会の体制をはじめとしたコンプライアンス体制を見直したほか、「TOKグループ・コンプライアンス行動基準」を改定しており、これに基づくコンプライアンス活動の推進に鋭意努めております。また、内部通報制度につきましては、社内ルート、監査役ルートおよび社外ルート(顧問弁護士ルート)を設けるとともに、不正な目的で行った場合を除き、通報したことを理由として解雇その他不利益な扱いをしない方針を明確にしております。
- ・法令・行動基準違反等の事例が生じた場合は、コンプライアンス委員会において調査・検証を行ったうえで必要に応じて適切な処分を下すこととしております。併せて、以後同様の事例が生じることのないよう、必要に応じて再発防止策を決定し、社内に周知徹底させることとしております。
- ・当社との間で特別の利害関係を有していない社外取締役を1名選任しております。
- ・財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用を行うなど、財務報告の信頼性の確保・向上に鋭意努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

【基本方針】

- ・「文書整理保存規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ・取締役および監査役はこれらの書類を常時閲覧できるものとする。

【整備状況】

- ・関係者以外の者への漏洩を防止するため、「文書整理保存規程」の定めに従い、適切な文書保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

- ・「危機管理マニュアル」を制定し、管理本部長を委員長とする危機管理委員会を設置するとともに、その下に危機管理事務局を設置し、平時における危機(リスク)の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および社内への徹底ならびに緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。

【整備状況】

- ・「危機管理マニュアル」に基づき、「経営リスク」、「社会リスク」、「災害・事故リスク」、「製造リスク」および「環境リスク」の各項目において重大な結果をもたらすリスクの特定、当該リスクの分析および対策内容の決定、対策の実行ならびに評価等のリスクマネジメントを実施することによって平時の予防措置を講じております。
- ・万が一当該リスクが顕在化し緊急事態が発生した場合には、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を含む「危機管理マニュアル」に従い、迅速かつ的確に対処するための体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- ・中期計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。
- ・執行役員制度を導入し、経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図る。
- ・「取締役会規程」等を制定し、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努め、取締役会における意思決定の効率的な執行を担保する。
- ・取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。

【整備状況】

- ・経営ビジョン(「当社のコアコンピタンスを強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダー(利害関係者)から高い信頼を寄せられる企業を目指す」)を明確にする一方、職務の適正化・効率化を図るため、役職毎の権限および各部署の役割を明確にしております。
- ・取締役会を「代表取締役」と「取締役」の二層にフラット化し、「経営意思決定・経営監督」機能の発揮に適した体制とする一方、「業務執行」機能の強化を図るため執行役員制度を導入しております。
- ・経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針】

- ・子会社を管理するため次の措置をとる。
 - (イ)「子会社管理規程」を制定し、子会社を適正に管理する。
 - (ロ)子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。
 - (ハ)子会社においても「コンプライアンス行動基準」を適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

【整備状況】

- ・子会社の適正な管理を行うため、担当役員および担当部署を定めております。また、「子会社管理規程」に従い、子会社において一定基準以上の投資・事業を実施する際は当社の承認を得る扱いとしているほか、適宜子会社から活動状況を当社に報告させるなど、「子会社管理規程」の厳正な運用に努めております。
- ・適用子会社に対して、「TOKグループ・コンプライアンス行動基準」の周知等を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

【基本方針】

- ・監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これに応じて適切な人員を配置する。

【整備状況】

- ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

【基本方針】

- ・監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合は、その使用人の人事異動および人事評価について、事前に監査役会の同意を得る。

【整備状況】

- ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

【基本方針】

- ・監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、取締役、執行役員および使用人は次の事項を監査役に報告または提供する。
 - (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生したまたは発生するおそれがあるとき
 - (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したとき
 - (ハ) 重要な意思決定に係る書類
- (二) 監査室が実施した内部監査の結果

【整備状況】

- ・取締役会をはじめ、執行役員会その他重要な会議に監査役が出席することによって取締役等から報告を受ける機会を確保するとともに、監査役からの要請等に応じて重要事項の報告や必要な情報の提供を行うよう対応しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- ・代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ・役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

【整備状況】

- ・監査役が取締役の職務執行監査を行うにあたり、直接代表取締役から意見聴取する機会を設ける一方、監査役による監査が経営監視機能の強化につながっており、非常に重要な位置を占めていることを社内に周知徹底させております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。」を基本方針とするとともに、当該基本方針に基づく以下の対応方針に従って対処しております。

- ・反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素より警察、企業防衛協議会等の外部専門機関との間で緊密な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関の指導・支援のもと、「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」の3原則に則り、断固としてこれを拒絶する。
- ・反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、組織全体でこれに対応する。状況によっては外部専門機関の支援のもと民事、刑事の両面から法的対応を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

【対応統括部署および不当要求防止責任者の設置】

- ・対応統括部署として総務部がその任にあっております。
- ・総務部総務課長を不当要求防止責任者として選任しております。

【外部専門機関との連携】

- ・平素より警察、企業防衛協議会等の関係者との間で意思疎通を図るとともに、当該機関が実施する暴力団排除活動等に積極的に参加するなど、緊密な連携関係の構築に努めております。

【反社会的勢力に関する情報の収集・管理・発信】

- ・当社に対して不当要求を行った反社会的勢力の氏名・名称、不当要求の内容、対応結果について、都度これを記録し、管理しております。
- ・警察、企業防衛協議会等から定期的に反社会的勢力の動向、不当要求事案に関する最新情報を入手するとともに、これをデータベース化し、管理しております。
- ・反社会的勢力が株主となって不当要求を行う場合の被害を防止するため、定期的に反社会的勢力による当社株式の取引状況を確認しております。
- ・不当要求による被害を防止するため、必要に応じて当社関係者に情報を発信し、注意喚起を行っております。

【不当要求への対応に関する教育】

- ・ 不当要求への対応に関する教育用教材を当社関係者全員に紹介し、随時貸し出しております。

【暴力団排除条項の追加】

- ・ 反社会的勢力が取引先等となって不当要求を行う場合の被害を防止するため、取引基本契約書(当社ひな型)に暴力団排除条項を追加しております。

【コンプライアンス行動基準への対応方針の明記】

- ・ 反社会的勢力との関係断絶に関する事項、不当要求を受けた場合の対応等についてコンプライアンス行動基準に明記するとともに、当社関係者全員にこれを周知しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

【基本方針の内容】

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダー（利害関係者）との関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダー（利害関係者）との良好な関係が破壊され、技術資源や新技術が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難でありますので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行い、または行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能とする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

【基本方針の実現に資する特別な取組み】

●企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、当社のコアコンピタンス（競合他社が真似できない核となる競争能力）を活用した既存事業の拡大を行うとともに、新規事業をこれまで以上に強力に創出することに努めております。この実現に向けて、他企業との事業提携等を積極的に検討・推進し、既存事業においては収益向上と競争力強化を図り、将来を担う新規事業においては経営資源を積極的に投下し、早期の新規事業創出と育成に努めております。

●コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」の4つの経営理念の下、「当社のコアコンピタンスを強化し、既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダーから高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを掲げ、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につなげるべく、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み】

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置をとることができ、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

【上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由】

●上記「基本方針の実現に資する特別な取組み」に対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記「基本方針の実現に資する特別な取組み」につきましては、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しているものでありますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を損なうものではないと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

●上記「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」につきましては、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足して

おり、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

・当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、2009年6月25日開催の第79回定時株主総会においてご承認いただいております。

・株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第79回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

・独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

・合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

・デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様のご意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(ご参考)

当社の買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(※)をご覧ください。

(※) http://www.tok.co.jp/news/2009/pdf/090512_3.pdf

(2) 買収防衛策導入の目的およびスキームの概要

「(1) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載したとおりであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

【参考資料1】コーポレートガバナンス体制（模式図）



